



令和6年度第1回 宮城県がん対策推進協議会

がん教育における拠点病院からの 外部講師派遣について

－ 外部講師の活用率向上の仕組み －

第4期 宮城県がん対策推進計画の概要

策定趣旨	全体目標	誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服と共生を目指す がんの75歳未満年齢調整死亡率 12%減小
国のがん対策指針基本計画（第4期）の策定及び第3期宮城県がん対策推進計画の結果を踏まえ策定。 がん対策推進基本法に基づき、宮城県のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画	分野別目標	<div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">がん予防 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率が減少、全国平均を下回ることを目指す</div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">がん医療 患者本位で持続可能ながん医療の提供 適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少と全国平均より改善し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">がんとの共生 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</div>
計画期間		
令和6年度から令和11年度（6年間）		

がん予防	がん医療	がんとの共生
科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	患者本位で持続可能ながん医療の提供	がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
<p>1 がんの一次予防</p> <p>(1) 喫煙（受動喫煙を含む） (2) その他の生活習慣 (3) 感染症対策</p> <p>2 がんの早期発見，がん検診（2次予防）</p> <p>(1) 受診率向上対策 (2) がん検診の精度管理等 (3) 科学的根拠に基づくがん検診の実施</p>	<p>1 がん医療の提供体制等</p> <p>(1) 医療提供体制の均てん化・集約化 (2) がんゲノム医療、 (3) 手術療法，放射線療法，薬物療法 (4) チーム医療 (5) がんのリハビリテーション (6) 支持療法 (7) がんと診断された時からの緩和ケア (8) 生殖機能温存療法</p> <p>2 希少がん，難治がん対策 （それぞれのがんの特性に応じた対策）</p> <p>3 小児がん及びAYA世代のがん対策</p> <p>4 高齢者のがん対策</p> <p>5 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装</p>	<p>1 相談支援及び情報提供</p> <p>(1) 相談支援 (2) 情報提供</p> <p>2 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援</p> <p>3 がん患者等の社会的な問題へ対策 （サバイバーシップ支援）</p> <p>(1) 就労支援・両立支援 (2) アピアランスケア (3) がん診断後の自死対策 (4) その他の社会的な問題</p> <p>4 ライフステージに応じたがん対策</p> <p>(1) 小児・AYA世代 (2) 高齢者</p>

積極的な外部講師の活用の推進

これらを支える基盤の整備	<p>1 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進</p> <p>2 人材育成の強化</p> <p style="border: 2px solid red;">3 がん教育，がんに関する知識の普及啓発</p>	<p>4 がん登録の利活用の推進</p> <p>5 患者・市民参画の推進</p> <p>6 デジタル化の推進</p>
--------------	---	--

第4期計画における「がん教育」

計画書P87参照

3 がん教育、がんに関する知識の普及啓発

現状と課題

- 学校教育における授業の内容をより充実させるという観点から、外部講師の活用等の推進が必要
- がんに関する正しい知識の普及啓発の継続的な取組が必要
- 本県におけるがん教育外部講師の活用率が低い



施策の方向性

- 学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育の推進
- 様々な関係機関との協働による県民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発
- 関係機関との協議の場の設置、積極的な外部講師の活用の推進



目標

小中高校における「がん教育」の外部講師活用率を上げる

第4期計画 ロジックモデルの指標

指標一覧は、
参考資料2参照

宮城県がんロジックモデル指標一覧（C 初期アウトカム 一部抜粋）

番号	指標
C1710	がん患者の自殺リスクに関する研修を実施した拠点病院の数と割合
C1711	各拠点病院で連携している患者会・サロンの数と開催回数・参加人数
C1712	治療開始前に就労の継続について説明を受けたがん患者の割合
C1713	がんと診断後も仕事を継続していたがん患者の割合
C1714	退職したがん患者のうち、がん治療の開始前までに退職した者の割合
C1715	治療と仕事を両立するための社内制度等を利用した患者の割合
C1716	治療と仕事を両立するための勤務上の配慮がなされている患者の割合
C1717	（家族以外の）周囲の人からがんに対する偏見を感じる割合
C1801	拠点病院におけるAYA世代の相談件数
C1802	小児がん拠点病院の相談件数
C1803	小慢さぼーとせんたーの相談件数
C1804	がんと診断されてから病気や療養生活について相談できたと感じる若年がん患者の割合
C1805	外見の変化に関する悩みを医療スタッフに相談できた若年患者の割合
C1901	外部講師を活用してがん教育を実施した学校の数と割合
C1902	拠点病院が実施した地域を対象とした、がんに関するセミナーなどの開催回数と参加人数
C1903	県民を対象とした、がんに関するセミナーなどの開催回数と参加人数



学校における「がん教育」

背景

- ・宮城県民の生活習慣が悪化、長年改善されない。がん死亡数の増加。
- ・基礎生活習慣が身につく子どもの時期から、がん予防、検診による早期発見・治療の有効性について学習することは重要（家に持ち帰って親世代にも）

現状

平成29年に改訂された中学校、平成30年に改訂された高等学校の学習指導要領において、「がんについても取り扱う」ことが新たに明記され、各学校において発達段階に応じたがん教育が実施されている。（小学校は「病気の予防」に含まれる）

中学校：令和3年度から 高等学校：令和4年度から

課題

文部科学省では、授業の内容をより充実させるために、医師などの医療従事者、がん患者・経験者による外部講師の活用を学校に求めている。

→ **本県の活用率が低い。**

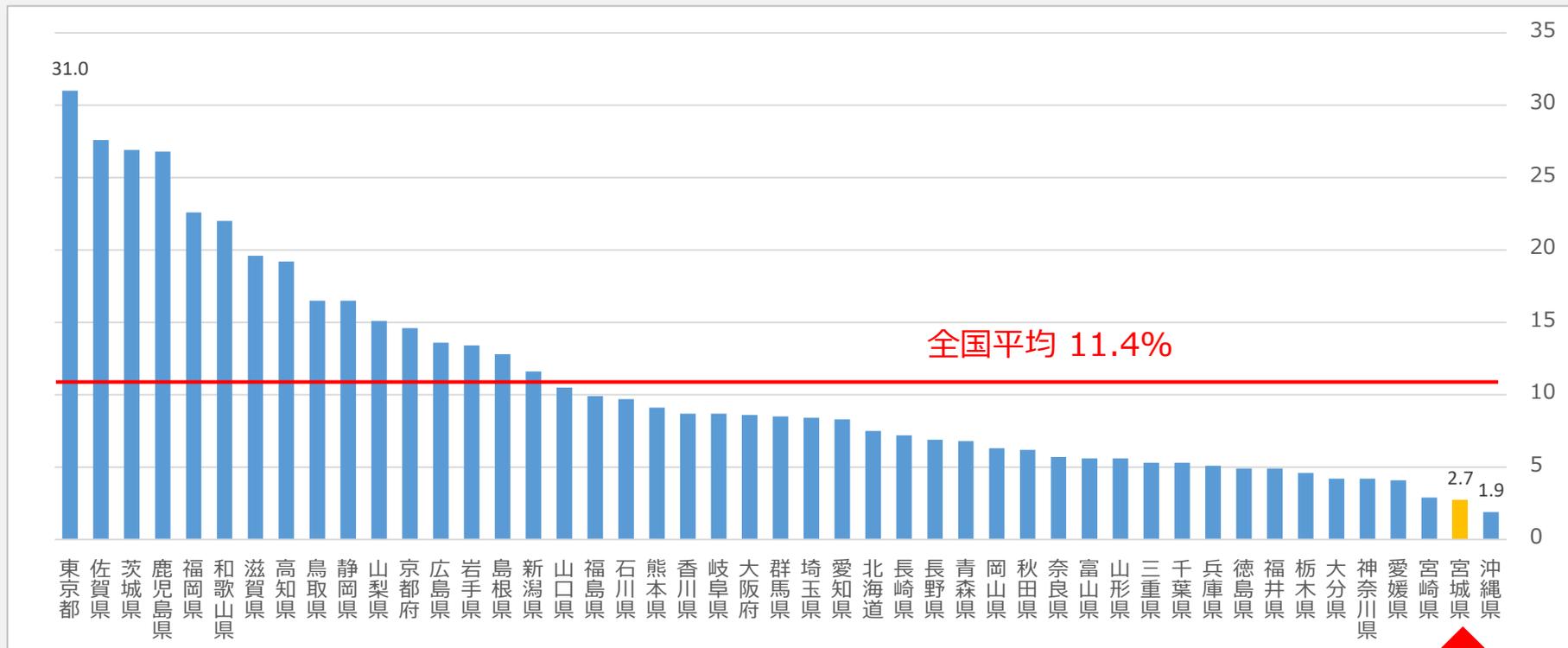
参考資料6参照

がん教育外部講師活用状況

令和4年度におけるがん教育の実施状況調査の結果
(文部科学省)

都道府県別の外部講師活用割合 (令和4年度)

参考資料6参照



- ・ 全国の小中高数 (35,832) のうち 4,091校が実施
- ・ 宮城県は710校のうち19校のみ実施

活用割合2.7% 全国ワースト2

宮城県 (内訳)

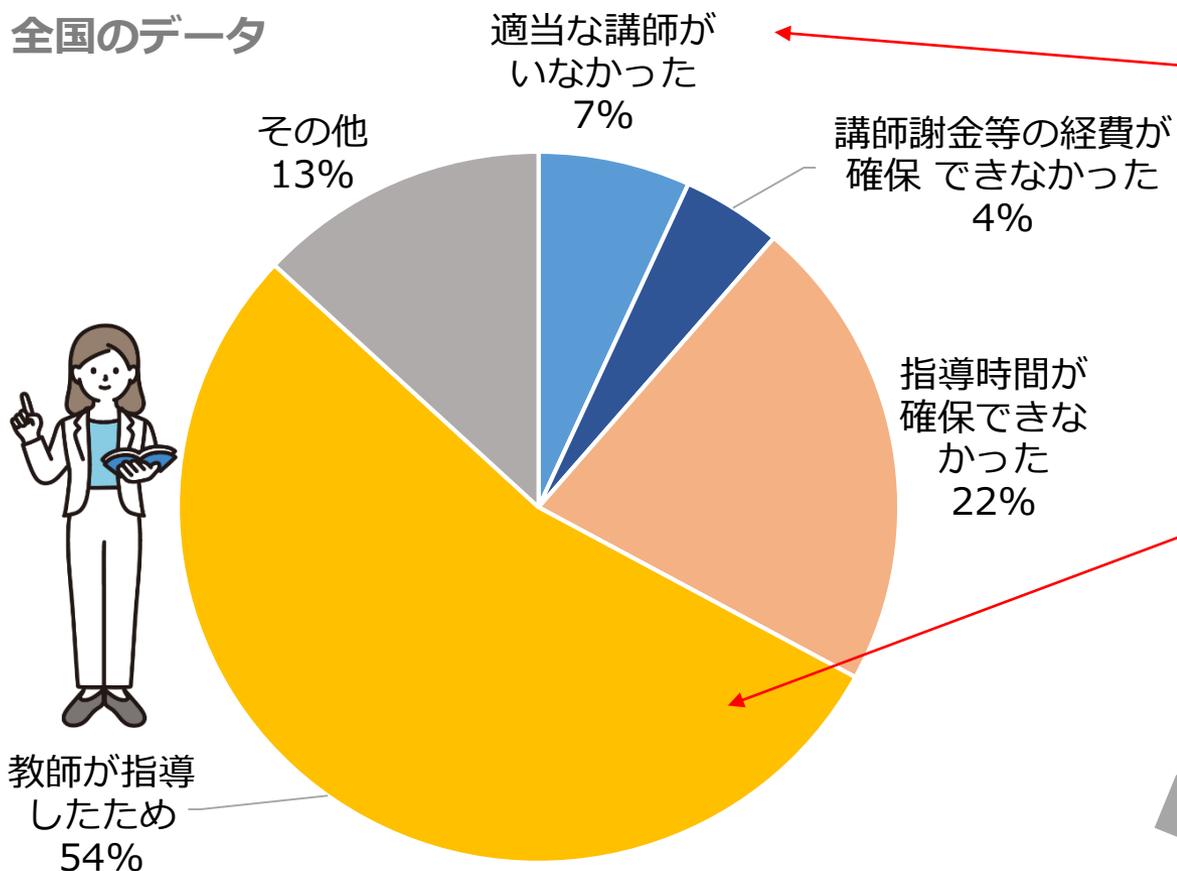
- ・ 小学校 379のうち11 (2.9%)
- ・ 中学校 221のうち 5 (2.3%)
- ・ 高等学校 110のうち 3 (2.7%)

外部講師を活用しなかった理由

令和4年度におけるがん教育の実施状況調査の結果
(文部科学省)

外部講師を活用しなかった理由 (複数回答可)

全国のデータ



拠点病院からの支援



教育委員会から各学校に外部講師の活用を推進 (周知)

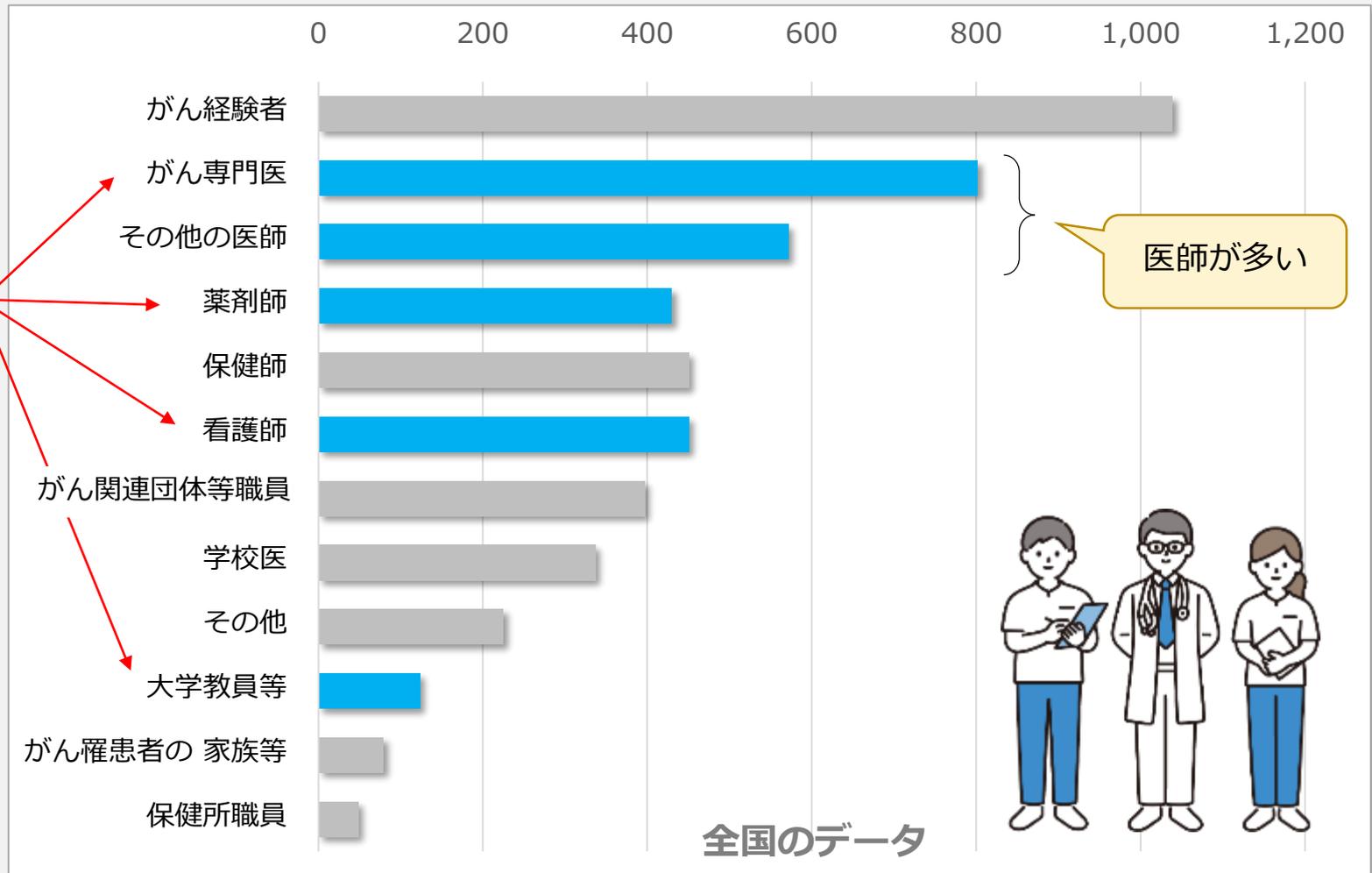
派遣依頼の仕組みを作る

講師の職種等

令和4年度におけるがん教育の実施状況調査の結果
(文部科学省)

活用した外部講師の職種 (複数回答可)

拠点病院
職員等



がん診療連携拠点病院の指定要件

令和4年8月
改正（最新）

健発0801第16号
令和4年8月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

がん診療連携拠点病院等の整備について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定）により、総合的かつ計画的に推進しているところである。

がん診療連携拠点病院については、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指し、その整備を進めてきたところであるが、がん医療の更なる充実のため、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」を開催し、指定要件の見直し等について検討を進めてきた。

「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」からの提言を踏まえ、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり定めたので通知する。

については、各都道府県におかれては、指針の内容を十分に御了知の上、がん患者等がその居住する地域に関わらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療や支援等を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院等の推薦につき特段の御配慮をお願いする。

また、指針に規定する「新規指定推薦書」等については、別途通知するので御留意されたい。

なお、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、地域がん診療連携拠点病院（高度型）の指定に関わる部分に限り、令和5年3月末日まで有効とする。

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

5 相談支援及び情報の収集提供

（3）情報提供・普及啓発

⑥ **がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。**

なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。

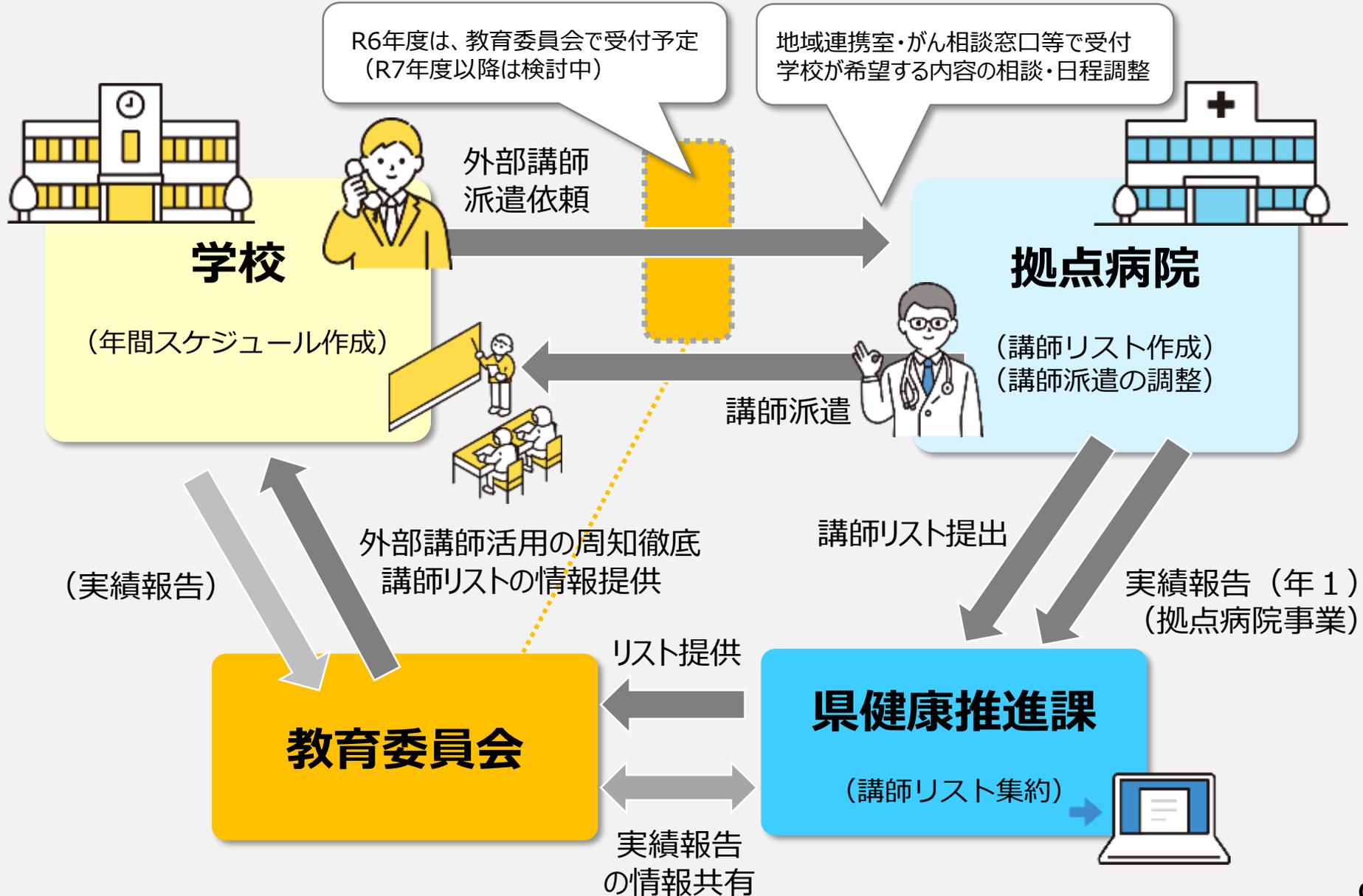
〔改正前〕

努めることが望ましい。

〔令和4年改正〕

努めること。

学校からの外部講師派遣依頼の仕組み（案）



圏域での役割分担（案）

病院名	派遣する学校が所在する医療圏・保健所管轄
みやぎ県南中核病院	仙南医療圏
宮城県立がんセンター	仙台医療圏（仙台市太白区、岩沼支所）
東北大学病院	仙台医療圏（仙台市青葉区、泉区）
東北労災病院	仙台医療圏（仙台市青葉区、黒川支所）
仙台医療センター	仙台医療圏（仙台市宮城野区、若林区）
東北医科薬科大学病院	仙台医療圏（仙台市宮城野区、塩釜保健所）
大崎市民病院	大崎・栗原医療圏域
石巻赤十字病院	石巻・登米・気仙沼医療圏

仙台医療圏、仙台市内は区ごとに役割分担

都道府県がん診療連携拠点病院である県立がんセンターと東北大学病院は他の拠点病院で対応しきれない場合には、その圏域もカバーする。

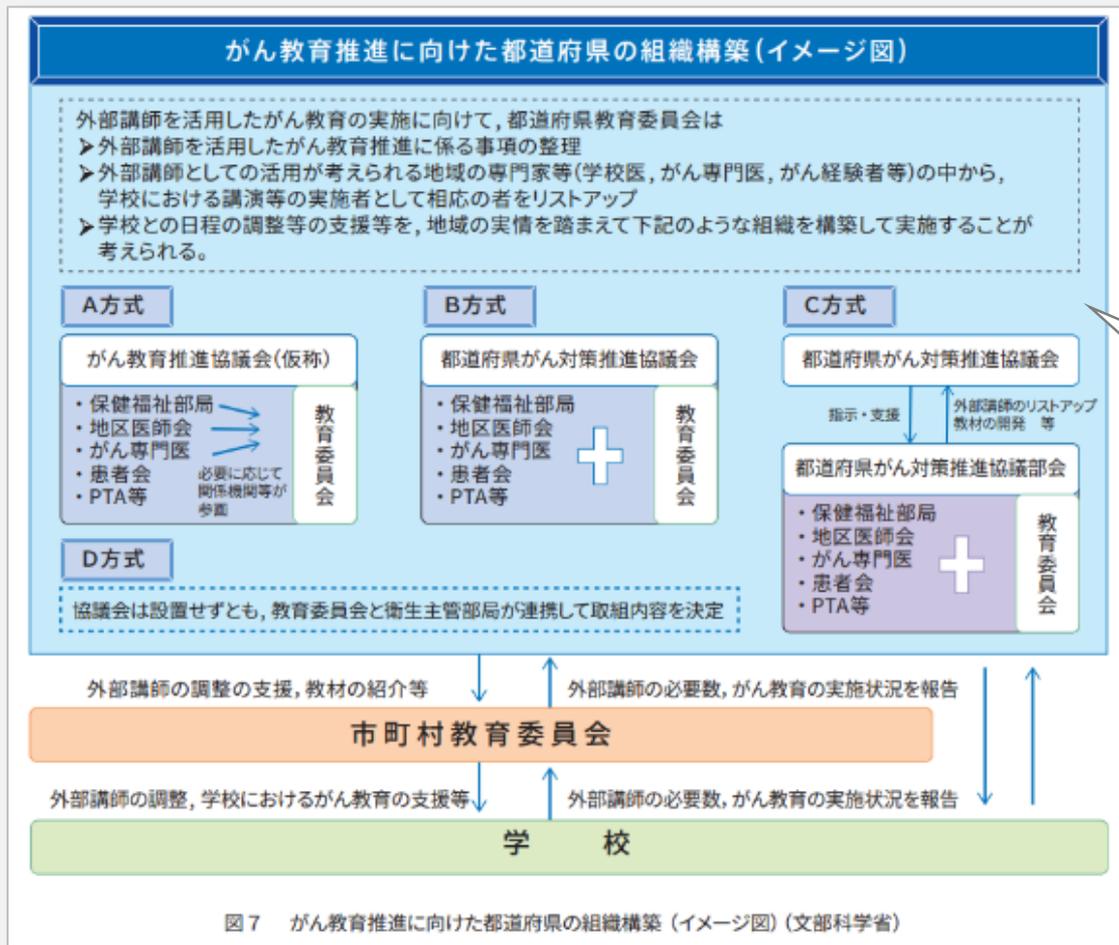
(参考) 県内の学校数

令和5年度学校基本調査より（令和5年5月1日時点）

2次医療圏（保健所支所別）		市町村・仙台市区	合計	小学校	中学校	高校	その他
仙南医療圏		白石、角田、蔵王、七ヶ宿、大河原、村田、柴田、川崎、丸森	81	43	22	13	3
仙台医療圏	塩釜保健所 岩沼支所管内	名取、岩沼、亶理、山元	46	24	13	4	5
	仙台市保健所	仙台市青葉区	71	31	22	12	6
		仙台市宮城野区	50	29	14	5	2
		仙台市若林区	28	15	8	5	0
		仙台市太白区	50	29	14	5	2
		仙台市泉区	58	31	18	7	2
	塩釜保健所 黒川支所管内	富谷、大和、大郷、大衡	28	16	9	2	1
塩釜保健所 本所管内	塩竈、多賀城、松島、七ヶ浜、利府	47	25	15	5	2	
大崎・栗原医療圏		大崎、色麻、加美、涌谷、美里、栗原	95	46	24	18	7
石巻・登米・気仙沼医療圏		石巻、東松島、女川、登米、気仙沼、南三陸	147	81	43	19	4
合計			691	361	200	96	34

注) 上記学校数には、私立学校も含む。その他とは、特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校。

がん教育推進に向けた取組 (案)



外部講師を活用したがん教育ガイドライン
(令和3年3月 一部改訂)

会議体の設置については、県教育庁と検討中



国のがん対策推進基本計画 「がん教育」(取り組むべき施策)

国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん医療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。(以下、略)

今後のスケジュール案

日時	内容
令和6年 7月	宮城県がん対策推進協議会（仕組みを報告）
令和6年 9月	宮城県がん診療連携協議会 （各病院で了承）
令和6年10月～	（県教育庁で先行的に実施） → 仙台市を除く圏域で募集、講師：東北大のみ
令和6年10月～	来年度実施に向けて各拠点病院での体制整備 （院内で、受付窓口、中心となる先生を決めるなど）
令和6年11月頃	拠点病院向け外部講師育成セミナー（県と協定企業主催）
令和6年12月まで	教育委員会から各学校に周知（予定） （来年度の学校スケジュール決定前に通知発出）
令和7年 4月～	各学校から外部講師派遣依頼の受付開始 （拠点病院から学校への講師派遣）